

子吉川水系烏海ダム建設事業  
準備書に対する知事意見への事業者見解（案）  
説明資料

平成30年 1月17日

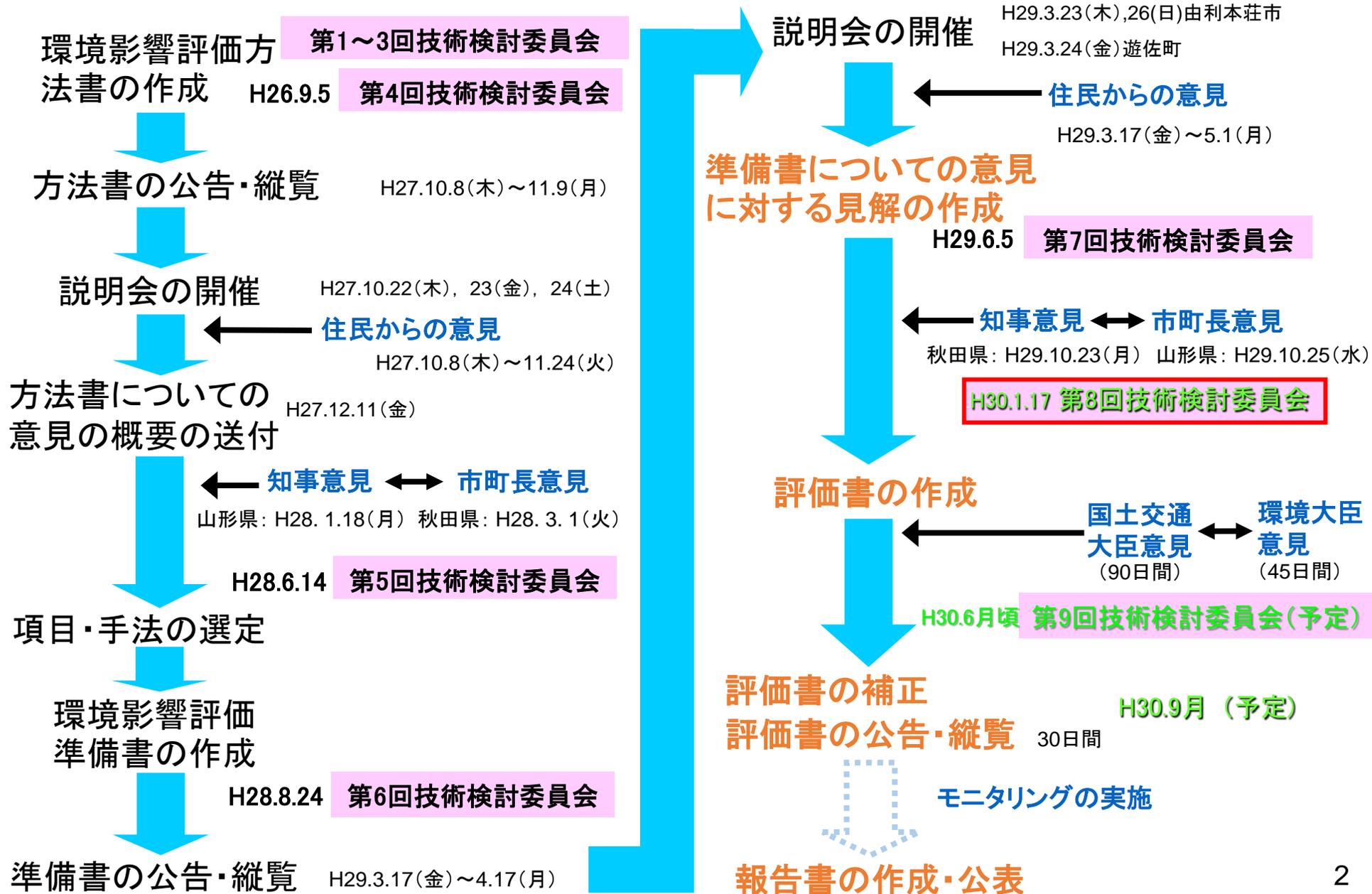
国土交通省東北地方整備局

# 目 次

I . 環境影響評価手続きの流れ	-----	2
II . 準備書への意見の件数	-----	3
III . 意見書の内容と事業者見解(案)	-----	4
1.総括的事項	-----	4
2.個別的事項	-----	14

# I. 環境影響評価手続きの流れ

技術検討委員会設置：平成19年3月12日



## Ⅱ. 準備書への意見の件数

準備書への知事意見は、秋田県が15件、山形県が0件であった(下表参照)。

意見を述べたもの	項目		意見の数
秋田県知事	1.総括的事項		4
	2.個別的事項	(1)騒音及び振動	1
		(2)水質	2
		(3)動物、植物及び生態系	6
		(4)景観	1
		(5)廃棄物等	1
山形県知事	—	—	—
件 数			15

国土交通省東北地方整備局長  
津 田 修 一 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久



子吉川水系烏海ダム建設事業環境影響評価準備書  
に対する意見について（通知）

環境影響評価法第20条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

1 総括的事項

(1) 評価書の作成に当たっては、さらに正確かつわかりやすい内容の作成に努めること。

(2) 事業の実施に当たっては、環境保全措置について工事計画に反映させるとともに、工事施工業者等への周知や指導に努め、その確実な履行を確保すること。

また、最新の知見や技術等を可能な範囲で導入することにより、一層の環境影響の低減に努めること。

(3) ダム建設事業は工事期間が長く、また影響が広範囲に及ぶことから、次の事項に十分留意すること。

ア 現段階で予測し得ない環境保全上の問題が工事中及び供用後に生じた場合は、速やかに調査を行い、関係機関と協議の上、適切な措置を講じること。

イ 事後調査や環境保全措置と併せて実施する監視調査（以下「環境監視調査」という。）に当たっては、専門家等の助言を得ながら適切な時期及び頻度で行うとともに、その結果を踏まえ、調査の追加や環境保全措置の再検討等を行うこと。

なお、事後調査の結果の公表に当たっては、可能な限り工事中に複数回行うとともに、必要に応じて環境保全措置の効果が確認できる時期に行うよう努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び振動

工事用車両の運行に伴う騒音及び振動の影響については、工事用車両の運行台数が最大となる時期をダム本体工事時として予測しているが、工事計画等を踏ま

え、可能な限り運行台数の設定根拠を評価書において明らかにすること。

(2) 水質

ア ダムの供用及び貯水池の存在に伴う水温への影響について、貯水池の水温躍層の形成が予測されていることから、下流河川へ温水又は冷水が極力放流されることがないように他のダム事業の類似事例や最新の知見等を踏まえ、選択取水設備の運用条件を検討し、必要に応じて適切な措置を講じること。

イ 環境監視調査に当たっては、専門家等の助言を得ながら必要な項目を選定し、適切な時期及び回数を設定した上で、水質の状況を把握し、必要に応じて適切な措置を講じること。

(3) 動物、植物及び生態系

ア 対象事業実施区域周辺では、クマタカやサシバのつがいが複数確認されていることから、事後調査の結果、工事の実施に伴い繁殖行動に影響が及ぶおそれがある場合には、専門家等の助言を得ながら必要に応じて工事を一時中断する等、環境保全措置を確実に講じること。

また、クマタカやサシバ以外の猛禽類についても、工事の実施に伴い生息環境の変化が予測されていることから、可能な限り生息状況を把握し、必要に応じて適切な措置を講じること。

イ 湿地環境の整備に当たっては、専門家等の助言を得ながら移植対象の動物の生息に適した候補地を選定するとともに、移植に伴い候補地に生息する動物相へ影響が及ばないように十分に配慮すること。

また、湿地は土砂の堆積や植物の繁茂等により環境が変遷する可能性があることから、専門家等の助言を得ながら移植した動物の生息環境が維持されるよう湿地環境の適切な管理に努めること。

ウ ダム堤体、貯水池及び付替道路の存在により、陸域及び河川域の生態系において動物の移動経路等の分断が生じ、生息域の連続性への影響が懸念されることから、生態系の典型性として選定された注目種等について引き続き生息状況の監視を行い、その結果を踏まえ必要に応じて適切な措置を講じること。

エ 重要な植物種の移植、播種及び挿し木に当たっては、1ヵ所ではなく可能な限り複数ヵ所から採取し、移植等を行うこと。

なお、移植等に当たっては、専門家等の助言を得ながら適切な移植先や移植方法等を選定し、慎重に行うこと。

オ 建設発生土処理場予定地の一部は、ブナ・ミズナラ群落等の自然度の高い植生が存在することから、発生土の処理に当たっては樹木の伐採を極力回避するよう十分に配慮すること。

## 秋田県知事意見（3／3）

カ 事後調査や環境監視調査に当たっては、専門家等の助言を得ながら適切な時期及び回数を設定した上で、生息及び生育等の状況を把握し、必要に応じて適切な措置を講じること。

### （4）景観

ダム堤体、貯水池及び付替道路周辺から建設発生土処理場が視認される可能性があることから、発生土の処理に当たっては景観にも十分に配慮すること。

### （5）廃棄物等

建設工事に伴う建設発生土は、全量を建設発生土処理場で処理することとしているが、工事計画の策定に当たっては、発生抑制や有効利用に努めること。



## 山形県知事意見（1／1）

み 自 第 3 9 4 号  
平成 29 年 10 月 25 日

国土交通省東北地方整備局長 殿

山形県知事 吉村 美栄子



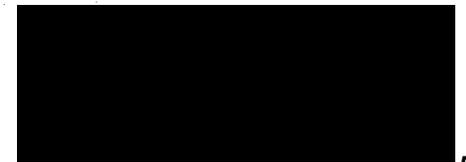
子吉川水系鳥海ダム建設事業環境影響評価準備書に対する意見  
について（通知）

環境影響評価法第 20 条第 1 項の規定による環境の保全の見地からの意見は下記のとおりです。

記

環境の保全の見地からの意見はありません。

なお、提出された準備書のとおり、鳥海山からの眺望景観への影響に対する環境保全措置を適切に実施してください。



### Ⅲ. 意見書の内容と事業者見解(案)

#### 1. 総括的事項

No.	秋田県知事の意見	事業者見解(案)
(1)	評価書の作成に当たっては、さらに正確かつわかりやすい内容の作成に努めること。	<p>評価書作成に当たっては、準備書の記載内容を精査した上で、必要に応じて修正を行い、正確かつわかりやすい内容となるよう努めました。</p> <p>なお、準備書と評価書の相違点については、「評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要」として評価書第10章に記載しました。</p>

# 参考【「評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要」の例】

該当箇所			相違の概要
全編			百宅、笹子などの地名や朱ノ又川、直根川などの河川名等について、適宜ふり仮名を追加した。
第2章	2.3.2対象事業実施区域の位置	P2-2	図2.3-1(1) 河川名について、「相沢川」を「祝沢川」に修正した。
第4章	4.1.1計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	P4-1	2)鳥海ダム建設事業における計画段階配慮書の経緯と内容 7行目について、「子吉川河川整備計画」を「子吉川水系河川整備計画」に修正した。
第7章	7.1.2騒音	P7.1.2-14	a)予測式 (i)建設機械の稼働について、予測式中の記号nの説明「n：ユニット数」を追加した。
		P7.1.2-29	(e)予測条件 a)工事用車両台数の設定 2～3行目について、「ダム本体工事時であり、」を「ダム本体工事のうち、CSG打設及びコンクリート打設に用いるセメントや砂などの購入資材の運搬量が最大となる時期であり、」に変更した。
		P7.1.2-29	表7.1.2-12 工事用車両台数 注)について、工事用車両台数の表を追加した。
7.1.6動物	P7.1.6-27	表7.1.6-3(1) No24 ヘラシギ 選定理由 b欄について、空欄を「希」に修正した。	
	P7.1.6-27	表7.1.6-3(1) No31 オオタカ選定理由 b欄について、「希」を空欄に修正した。	
	P7.1.6-29	「環境省レッドリスト2015鳥類（環境省 平成27年9月）」を「環境省レッドリスト2017鳥類（環境省 平成29年3月）」に修正した。	
7.1.7植物	P7.1.7-231	表7.1.7-16(4)、(10)、(12)、(13)、(15)、(17)、(18)、(21)、(24)～(27)、(30)、(32)、(36)～(38)の保全措置の実施a-2、b-2案の記載内容を「a-1案の移植可能な場所が少ない場合に、実施する。」「b-1案の播種を実施する場所が少ない場合に、実施する。」に見直した。	
7.1.8生態系	P7.1.8-31	表7.1.8-8(2/2) アカショウビン 主な食性について、「雑食」を「爬虫類、両生類、魚類、甲殻類」に、選定理由 1～2行目について、「雑食性で」を「食物が多様で」に変更した。	
7.1.9景観	P7.1.9-29	写真7.1.9-4(1)について、「小比内火山」を「小比内山火山」に修正した。	
参考資料	参考資料-3用語集 2.大気環境	P参考3-2	2.大気環境 等価騒音レベルの図を削除し、解説文を変更した。

→ 追加箇所 参照

→ 修正箇所 参照

→ 見直し箇所 参照

→ 変更箇所 参照

→ 削除箇所 参照

ここでは、主な修正の代表例のみを抜粋して示しております。

【追加】情報や内容の単純な追加（追加箇所）

【修正】間違いや情報の更新に伴う修正（修正箇所）

【変更】内容は変わらないが、趣旨の明確化やわかりやすさの観点からの変更。文献追加等に伴う、単純な資料番号の変更（変更箇所）

【削除】記載内容の削除（削除箇所）

【見直し】小項目全体にわたる修正など、抜本的な記載内容の見直し（見直し箇所）

# 追加箇所

## 【秋田県環境影響評価審査会における指摘事項】

**\* n について説明がないとの指摘を受けて  
説明を追記した**

a) 予測式

(i) 建設機械の稼働

予測式は以下に示すとおりである。

なお、地表面効果及び回折効果による減衰については本計算では考慮しない。

$$L_{Aeff} = 10 \log_{10} \sum_{i=1}^M 10^{L_{Aeffi}/10}$$

$$L_{Aeffi} = L_{WAeffi} - 8 - 20 \log_{10} r_i + \Delta L_{g,i} + \Delta L_{d,i}$$

$$L_{WAeffi} = 10 \log_{10} \frac{\sum_{j=1}^n 10^{L_{WAeffj}/10}}{M}$$

$$L_{A5} = L_{Aeff} + \Delta L$$

( $L_{Amax}$ 、 $L_{Amax5}$ )

ここに、

$L_{Aeff}$  : 予測地点における実効騒音レベル (dB)

$L_{Aeffi}$  : 点音源 i による予測地点における実効騒音レベル (dB)

M : 面音源の分割数

$r_i$  : 点音源 i と予測地点の距離 (m)

$L_{WAeffi}$  : 点音源 i の A 特性実効音響パワーレベル (dB)

$\Delta L_{g,i}$  : 地表面効果による補正量 (dB)

$\Delta L_{d,i}$  : 回折効果による補正量 (dB)

**n** : ユニット数

$L_{WAeffj}$  : ユニット j の A 特性実効音響パワーレベル (dB)

$L_{A5}$  : 予測地点における騒音レベルの 90 パーセントレンジの上端値 (dB)

$L_{Amax}$  : 予測地点における騒音レベルの最大値の平均値 (dB)

$L_{Amax5}$  : 予測地点における騒音レベルの最大値の 90 パーセントレンジの上端値 (dB)

$\Delta L$  : 実効騒音レベルと  $L_{A5}$  又は  $L_{Amax}$ 、 $L_{Amax5}$  との差 (dB)

資料) 1. ダム事業における環境影響評価の考え方(河川事業環境影響評価研究会 平成 12 年 3 月)<sup>1)</sup>

2. 道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版) (国土交通省国土技術政策総合研究所 独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月)<sup>2)</sup>

(ii) 建設機械の稼働(工事現場内の運搬)

工事現場内を走行する車両からの騒音については、予測地点に最も近い地点を車両が通過する時を騒音レベルの最大値と考えた。

予測式は以下に示すとおりである。

$L_{Aeff}$  : 予測地点における実効騒音レベル (dB)

$L_{Aeffi}$  : 点音源 i による予測地点における実効騒音レベル (dB)

M : 面音源の分割数

$r_i$  : 点音源 i と予測地点の距離 (m)

$L_{WAeffi}$  : 点音源 i の A 特性実効音響パワーレベル (dB)

$\Delta L_{g,i}$  : 地表面効果による補正量 (dB)

$\Delta L_{d,i}$  : 回折効果による補正量 (dB)

**n** : ユニット数

$L_{WAeffj}$  : ユニット j の A 特性実効音響パワーレベル (dB)

$L_{A5}$  : 予測地点における騒音レベルの 90 パーセントレンジの上端値 (dB)

$L_{Amax}$  : 予測地点における騒音レベルの最大値の平均値 (dB)

$L_{Amax5}$  : 予測地点における騒音レベルの最大値の 90 パーセントレンジの上端値 (dB)

# 修正箇所

表 7.1.6-3(2) 調査対象とする鳥類の重要な種(1/2)

No.	科名	種名	渡りの区分	確認状況		選定理由						
				文献	事業者の調査	a	b	c	d	e	f	
1	カモ科	ヒシクイ <sup>A</sup>	*		●	天		II類	準絶	準絶		
2		マガン	*		●	天		準絶	準絶	準絶		
3		ハクガン	※	冬	●			IA類	IA類	不足		
4		コクガン		冬	●		天		II類	IB類	II類	
5		オシドリ		留	●	●			不足		準絶	
6		シノリガモ <sup>B</sup>		留	●	●			地域		不足	
7		カワアイサ		冬		●					不足	
8	カイツブリ科	カイツブリ	留	●	●					準絶		
9	ハト科	アオバト	漂	●	●					準絶		
10	ウ科	ウミウ	冬	●	●					準絶		
11	サギ科	ミゾゴイ	夏		●			II類	不足	不足		
12		ササゴイ	漂		●					準絶		
13		ダイサギ <sup>C</sup>	冬	●	●					準絶		
14	クイナ科	クイナ	※	夏	●			準絶	II類	IA類		
15	ヨタカ科	ヨタカ	夏		●			準絶	準絶	IB類		
16	アマツバメ科	ハリオアマツバメ	夏		●					準絶		
17	チドリ科	ケリ	漂		●			不足	準絶	準絶		
18		イカルチドリ	夏	●	●					準絶		
19		コチドリ	留		●					準絶		
20	シギ科	ヤマシギ	夏		●					準絶		
21		アオシギ	冬		●					不足		
22		タシギ	冬	●	●					準絶		
23		アオアシシギ	旅		●					準絶		
24		ヘラシギ	※	旅	●			希	IA類	不足	IA類	
25	ミサゴ科	ミサゴ	漂	●	●				準絶	準絶	準絶	
26	タカ科	ハチクマ	夏	●	●				準絶	準絶	II類	
27		オジロワシ	*		●	●	天	希(保)	II類	II類	II類	
28		オオワシ	*		●	●	天	希(保)	II類	II類	II類	
29		ツミ	冬		●					II類	準絶	
30		ハイトカ	漂	●	●					準絶	II類	IB類
31		オオタカ	留	●	●					準絶	準絶	II類
32		サシバ	夏	●	●					II類	準絶	準絶
33		イヌワシ	留	●	●	天	希(保)	IB類	IA類	IA類		
34		クマタカ	留	●	●			希	IB類	IB類	IB類	
35	フクロウ科	オオコノハズク	漂	●	●					準絶	不足	
36		コノハズク	夏	●	●					準絶	II類	
37		フクロウ <sup>D</sup>	留	●	●					不足	IB類	
38		アオバズク	夏		●					準絶	準絶	
39	カワセミ科	アカショウビン	夏	●	●					準絶	準絶	
40		カワセミ	留	●	●					準絶		
41		ヤマセミ	留	●	●					準絶	II類	
42	ブッポウソウ科	ブッポウソウ	夏	●	●				IB類	準絶	IA類	
43	キツツキ科	アリスイ	夏		●					II類		

b 種の保存法

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき定められた国内希少野生動植物種及び緊急指定種

希：国内希少野生動植物種

希(保)：国内希少野生動植物種(保護増殖事業計画対象種)

c 環境省レッドリスト

「環境省レッドリスト2017 鳥類(環境省 平成29年3月)」<sup>2)</sup>の掲載種

IA類：絶滅危惧IA類(ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの)

IB類：絶滅危惧IB類(IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの)

II類：絶滅危惧II類(絶滅の危険が増大している種)

準絶：準絶滅危惧(存続基盤が脆弱な種)

不足：情報不足(評価するだけの情報が不足している種)

地域：絶滅のおそれのある地域個体群(地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの)

d 秋田県レッドデータブック

「秋田県の絶滅のおそれのある野生生物-秋田県版レッドデータブック 2016-動物I [鳥類・爬虫類・両生類・淡水魚類・陸産貝類](秋田県 平成28年3月)」<sup>4)</sup>の掲載種

IA類：絶滅危惧IA類(ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの)

IB類：絶滅危惧IB類(IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの)

II類：絶滅危惧II類(絶滅の危険が増大している種)

準絶：準絶滅危惧(現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種)

不足：情報不足(「絶滅危惧」に移行する可能性はあるが、評価するだけの情報が不足している種)

e 山形県レッドデータブック

「レッドデータブックやまがた 山形県の絶滅のおそれのある野生動物(山形県 平成15年3月)」<sup>5)</sup>掲載種

IA類：絶滅危惧IA類(ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの)

IB類：絶滅危惧IB類(IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの)

II類：絶滅危惧II類(絶滅の危険が増大している種)

準絶：準絶滅危惧(存続基盤が脆弱な種)

不足：情報不足(評価するだけの情報が不足している種)

f 専門家等により指摘された重要な種

「環境省レッドリスト2015」の更新により最新の「環境省レッドリスト2017」に修正

H29.9月 種の保存法施行令の改正に伴い、「ヘラシギ」選定理由を追加、「オオタカ」の選定理由を削除するように修正

# 見直し箇所

表 7. 1. 7-16(4) 土地又は工作物の存在及び供用における環境保全措置の検討結果

項目		エゾノリュウキンカ			
環境影響		直接改変により、本種の生育地点及び生育個体の全てが改変される。			
環境保全措置の方針		個体の移植により事業の影響を低減する。			
環境保全措置案		a. 直接改変の影響を受ける個体を移植する。		b. 生育個体から種子を採取し、生育適地等に播種する。	
		a-1. 移植先となる湿地等を選定し、直接改変の影響を受ける個体を移植する。	a-2. 湿地等を新規に整備し、直接改変を受ける個体を移植する。	b-1. 播種を実施する場所となる湿地等を選定し、生育個体から種子を採取し、生育適地に播種する。	b-2. 湿地等を新規に整備するとともに、生育個体から種子を採取し、整備した湿地等に播種する。
環境保全措置案の内容及び効果	環境保全措置の実施の内容	生育適地(湿地等)に、直接改変の影響を受ける個体を移植する。	湿地等を新たに整備するとともに、直接改変を受ける個体を移植する。	特に直接改変を受ける個体から種子を採取し、生育適地(湿地等)に播種する。	湿地等を新たに整備するとともに、特に直接改変を受ける個体から種子を採取し、整備した湿地等に播種する。
	環境保全措置の効果	直接改変による個体の消失を低減する効果が期待できる。	改変により消失する湿地等の生育環境を一部復元できると考えられる。直接改変による個体の消失を低減する効果が期待できる。	直接改変による個体の消失を低減する効果が期待できる。	改変により消失する湿地等の生育環境を一部復元できると考えられる。直接改変による個体の消失を低減する効果が期待できる。
検討結果	環境保全措置の実施	直接改変による個体の消失を低減する効果が期待できるため、本環境保全措置を実施する。	<del>湿地等の整備は不確実性が高いと考えられるため、実施しない。</del> a-1 案の移植可能な場所が少ない場合に実施する。	直接改変による個体の消失を低減する効果が期待できるため、本環境保全措置を実施する。	<del>湿地等の整備は不確実性が高いと考えられるため、実施しない。</del> b-1 案の播種を実施する場所が少ない場合に実施する。

湿地性植物については、a-1案及びb-1案のとおり既存の湿地等を選定し移植及び播種を行う計画であるが、事業地内での受入地が不足することも想定されることから、場合によって湿地等を整備する計画とした。

## ※知事意見に対応した見直し

- ・湿地環境の整備に当たっては、専門家等の助言を得ながら移植対象の動物に適した候補地を選定する。  
(知事意見2(3)イより)
- ・移植等に当たっては、専門家等の助言を得ながら適切な移植先や移植方法等を選定し、慎重に行うこと。  
(知事意見2(3)エより)

## ◆該当する湿地性植物

ノダイオウ、エゾノリュウキンカ、コシジタビラコ、トウバナ、デワノタツナミソウ、マルバノサウトウガラシ、オニシオガマ、タヌキモ、レンプクソウ、メタカラコウ、アギナシ、ヤナギスズタ、ミズオオバコ、イトモ、カキツバタ、ヒロハノコウガイゼキショウ、カラフトドジョウツナギ、タマミクリ、シラコスゲ、サギスゲ、コアニチドリ、カキラン、ミズチドリ、ツレサギソウ、トキソウ、オオミスゴケ、ササオカゴケ 計27種

# 変更箇所

表 7.1.8-8 上位性(河川域)の注目種の選定(2/2)

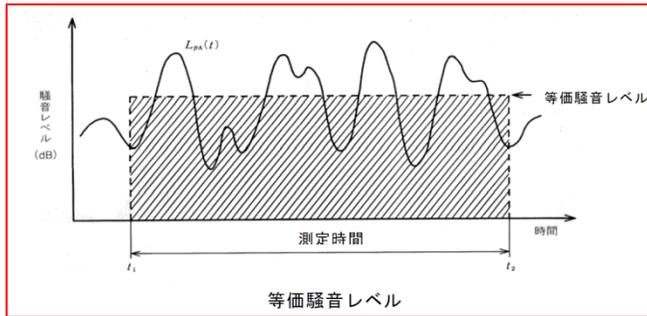
種名	主な食性	主な生息地	選定理由	選定結果
イカルチドリ	昆虫類	河川敷内の中洲、水辺及び河口の三角州	昆虫類を主要な餌とし、河川環境に依存する種であるが、調査地域では年間を通して生息していないことから、注目種として選定しなかった。	×
コチドリ	昆虫類	河川敷内の中洲、水辺及び河口の三角州	昆虫類を主要な餌とし、河川環境への依存度がやや低いこと、調査地域では年間を通して生息していないことから、注目種として選定しなかった。	×
アオシギ	昆虫類	水辺の藪地・草地(繁殖場)、溪流及び樹林地(採餌場)	昆虫類を主要な餌とし、河川環境への依存度がやや低いこと、調査地域では年間を通して生息していないことから、注目種として選定しなかった。	×
タンギ	昆虫類 甲殻類 植物	水田、河川及び内陸の湿地	生息域が河川環境に限定されないこと、雑食性で河川環境への依存度がやや低いこと、調査地域では年間を通して生息していないことから、注目種として選定しなかった。	×
アオアシシギ	両生類 魚類 昆虫類 甲殻類	干潟、河口、水田及び湖沼	生息域が河川環境に限定されないこと、出現頻度が少なく、調査地域では年間を通して生息していないことから、注目種として選定しなかった。	×
クサシギ	昆虫類 甲殻類	河口、河川及び湖沼	昆虫類、甲殻類を主要な餌とし、河川環境に依存する種であるが、調査地域では年間を通して生息していないことから、注目種として選定しなかった。	×
キアシシギ	甲虫類	樹林地、河原(繁殖場)、砂浜及び河川	生息域が河川環境に限定されないこと、昆虫類(甲虫類)を主要な餌とし、河川環境への依存度がやや低いこと、調査地域では年間を通して生息していないことから、注目種として選定しなかった。	×
ミサゴ	魚類	海岸の断崖(繁殖場)、海岸、河川及び湖沼(採餌場)	魚類を主要な餌とするが、調査地域よりも下流にある海岸、大きな河川及び湖沼等を主な生息環境とし、生息域が河川環境に限定されないこと、出現頻度が少なく、調査地域を主要な生息地としていないことから、注目種として選定しなかった。	×
アカショウビン	爬虫類 両生類 魚類 甲殻類	溪流や湖沼沿いの林内(繁殖場、採餌場)、河川及び湖沼(採餌場)	生息域が河川環境に限定されないこと、食物が多様で河川環境への依存度がやや低いこと、調査地域では年間を通して生息していないことから、注目種として選定しなかった。	×
カワセミ	魚類	川沿いの土手、崖地(繁殖場)、河川及び湖沼(採餌場)	魚類を主要な餌とし、河川環境を基盤とする食物連鎖に依存する種で、行動圏も広いこと、日中は河川上空の解放空間を頻繁に飛行し、調査が容易であることから、注目種として選定した。	○
ヤマセミ	魚類	崖地(繁殖場)、山地の溪流及び湖沼(採餌場)	魚類を主要な餌とし、河川環境を基盤とする食物連鎖に依存する種で、行動圏も広いこと、日中は河川上空の解放空間を頻繁に飛行し、調査が容易であることから、注目種として選定した。	○
カワガラス	昆虫類	山地の溪流	昆虫類(水生昆虫)を主要な餌とし、河川環境に依存する種であるが、餌が昆虫類に偏っていることから、注目種として選定しなかった。	×

雑食とするよりも4つの分類群を記載する方がよりわかりやすく正確な記載であるため修正  
(雑食 → 爬虫類、両生類、魚類、甲殻類)

# 削除、変更箇所

等価騒音レベル

騒音レベルが時間とともに変化する場合、測定時間内でこれと等しい平均二乗音圧を与える連続定常音の騒音レベルです。



特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業であって、政令で定めるものをいい、くい打機を使用する作業など騒音で8種類、振動で4種類の作業のことです。

排出ガス対策型建設機械

作業環境を改善し大気環境を保全するため、国土交通省が定めた排出ガス基準値を満足するエンジンを搭載した建設機械です。指定された建設機械にはラベルが貼られます。



風配図

ある地点の風向の統計的性質を示すために用いられ、各風向別に出現頻度の百分率を線分の長さで示すものです。

浮遊粉じん

粉じんのうち、空气中に浮遊しているものを言います。

粉じん

空気又はガスなどに含まれている固体の粒子で、物の粉碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質を言います。

要請限度

騒音(振動)規制法においては、市町村長は指定地域内における自動車騒音(振動)を低減するために、測定に基づき、道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して対策を講じるよう要請することができます。この判断の基準となる値が要請限度です。

## ■解説文を以下に変更

騒音レベルが時間とともに変化する場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したものであり、環境騒音及び道路交通騒音の評価量として採用されています。騒音に係る環境基準は、従来は測定期間で得られた多数の測定値の中央値(統計的な指標)が用いられてきましたが、平成10年に最新の科学的知見等を踏まえて改正され、国際的にも広く採用されている等価騒音レベル(物理的な指標)を用いることとなりました。

## 【秋田県環境影響評価審査会における指摘事項】

### この図を削除

- \* 「騒音の予測評価は、等価騒音レベルで行われている。等価騒音レベルを図で表すことは難しく、該当の図は、イメージとしては分かるが、論理的には正しくないことから、削除すべきである」との指摘を受けて、削除するものである。

### Ⅲ. 意見書の内容と事業者見解(案)

#### 1. 総括的事項

No.	秋田県知事の意見	事業者見解(案)
(2)	<p>事業の実施に当たっては、環境保全措置について工事計画に反映させるとともに、工事施工業者等への周知や指導に努め、その確実な履行を確保すること。</p> <p>また、最新の知見や技術等を可能な範囲で導入することにより、一層の環境影響の低減に努めること。</p>	<p>事業の実施に当たっては、環境保全措置について工事計画に適切に反映させるとともに、工事関係者に対する周知、指導に努めます。</p> <p>また、工事計画の立案に当たっては、最新の知見、技術等を可能な範囲で取り入れ、一層の環境影響の低減に努めます。</p>

### Ⅲ. 意見書の内容と事業者見解(案)

#### 1. 総括的事項

No.	秋田県知事の意見	事業者見解(案)
(3)	ダム建設事業は工事期間が長く、また影響が広範囲に及ぶことから、次の事項に十分留意すること。	—
ア	現段階で予測し得ない環境保全上の問題が工事中及び供用後に生じた場合は、速やかに調査を行い、関係機関と協議の上、適切な措置を講じること。	現段階で予測し得ない環境保全上の問題が工事中及び供用後に生じた場合は、速やかに調査を行い関係機関と対応を協議するとともに、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、専門家の指導、助言を得ながら、適切な措置を講じます。
イ	<p>事後調査や環境保全措置と併せて実施する監視調査(以下「環境監視調査」という。)に当たっては、専門家等の助言を得ながら適切な時期及び頻度で行うとともに、その結果を踏まえ、調査の追加や環境保全措置の再検討等を行うこと。</p> <p>なお、事後調査の結果の公表に当たっては、可能な限り工事中に複数回行うとともに、必要に応じて環境保全措置の効果が確認できる時期に行うよう努めること。</p>	<p>事後調査や監視に当たっては、専門家の指導及び助言を得ながら適切な時期及び頻度で行うとともに、事後調査や監視で環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、専門家の指導、助言を得ながら、適切な措置を講じます。</p> <p>また、事後調査や監視の実施結果については、工事中の適切な時期や必要に応じて環境保全措置の効果が確認できる時期に内容の公表を行うように努めます。</p>

## 参考

### 【事後調査や監視の実施結果内容の公表に関する具体策について】

#### ①「環境影響評価技術検討委員会」を通じた公表

平成23年4月に改正された環境影響評価法において、新たに事後調査等の報告に関する規定が設けられました。報告書は、評価書の記載内容を踏まえ、事業の実施において講じた措置等について作成されることとなっています。（評価書においては、事業の実施中または事業実施後に講じる措置や調査として、事後調査等の実施計画や内容等を記載することとされています。）

報告書は工事が完了した段階で1回作成することが基本とされており、作成した報告書については評価書公告・縦覧後も存続する「鳥海ダム環境影響評価技術検討委員会」に諮り、公表します。

事後調査の中間段階における結果においても委員会に諮り、公表します。また、委員会では、一般傍聴可能なものとし、今回より可能な範囲で資料を配付します。

#### ②鳥海ダム工事事務所HPによる公表

「環境影響評価技術検討委員会」の内容（事後調査結果、委員の技術的助言等）に関しては、今回委員会終了後、速やかに鳥海ダム工事事務所HPにて公表します。

### Ⅲ. 意見書の内容と事業者見解(案)

#### 2. 個別的事項

##### (1) 騒音及び振動

No.	秋田県知事の意見	事業者見解(案)
	<p>工事用車両の運行に伴う騒音及び振動の影響については、工事用車両の運行台数が最大となる時期をダム本体工事時として予測しているが、工事計画等を踏まえ、可能な限り運行台数の設定根拠を評価書において明らかにすること。</p>	<p>工事計画を踏まえて予測条件として設定した、工事用車両の運行台数の設定根拠については、評価書「第7章 7.1.2騒音、7.1.3振動」に記述しました。</p>

## 準備書

## (e) 予測条件

## a) 工事用車両台数の設定

工事用車両台数を表 7.1.2-12 に示す。

工事の計画から、予測地点における工事用車両台数が最大となる時期は、ダム本体工事時であり、工事用車両台数は上直根集落の主要地方道鳥海矢島線で 120 台/日である。

なお、工事用車両の走行時間は 9 時間/日 (7 時～12 時、13 時～17 時) とした。

表 7.1.2-12 工事用車両台数

単位：台/日

予測地点		工事用車両台数
主要地方道鳥海矢島線	上直根集落	120

注)1. 市道上直根百宅線沿道の百宅集落は、道路の付替の工事が本格化する前に移転することから、予測対象から除外した。

## b) 工事の実施中の将来交通量

工事の実施中の将来交通量を表 7.1.2-13 に示す。

工事の実施中における将来交通量は、現況の交通量が工事の実施中においてもそのまま推移するものと想定し、現況の交通量に工事用車両台数を付加するものとした。

表 7.1.2-13 工事実施中の将来交通量

単位：台/日

予測地点			現況交通量	工事用車両台数	将来交通量 (現況+工事用車両)
主要地方道 鳥海矢島線	上直根集落	昼間	45	120	165
			489	0	489
			6	0	6

注)1. 昼間は 6 時～22 時を示す。

2. 市道上直根百宅線沿道の百宅集落は、道路の付替の工事が本格化する前に移転することから、予測対象から除外した。

3. 現況交通量は、平成 26 年度の調査結果を記載した。

4. 交通量の上段は大型車、中段は小型車、下段は二輪車を示す。

## 評価書(案)

## (e) 予測条件

## a) 工事用車両台数の設定

工事用車両台数を表 7.1.2-12 に示す。

工事の計画から、予測地点における工事用車両台数が最大となる時期は、ダム本体工事のうち、CSG 打設及びコンクリート打設に用いるセメントや砂などの購入資材の運搬量が最大となる時期であり、工事用車両台数は上直根集落の主要地方道鳥海矢島線で 120 台/日である。

なお、工事用車両の走行時間は 9 時間/日 (7 時～12 時、13 時～17 時) とした。

表 7.1.2-12 工事用車両台数

単位：台/日

予測地点		工事用車両台数
主要地方道鳥海矢島線	上直根集落	120

注)1. 市道上直根百宅線沿道の百宅集落は、道路の付替の工事が本格化する前に移転することから、予測対象から除外した。

2. 工事の計画をもとに設定した工事用車両台数の詳細を以下に示す。

項目(購入資材)	運搬車両	月当たり 運搬台数 (台/月)	月当たり 稼働日数 (日/月)	日当たり 通行台数 (台/日)
CSG 打設用セメント	タンクローリー15t	370	20	38
コンクリート打設用セメント	タンクローリー15t	150	20	16
砂	ダンプトラック 10t	650	20	66
計				120

## b) 工事の実施中の将来交通量

工事の実施中の将来交通量を表 7.1.2-13 に示す。

工事の実施中における将来交通量は、現況の交通量が工事の実施中においてもそのまま推移するものと想定し、現況の交通量に工事用車両台数を付加するものとした。

表 7.1.2-13 工事実施中の将来交通量

単位：台/日

予測地点			現況交通量	工事用車両台数	将来交通量 (現況+工事用車両)
主要地方道 鳥海矢島線	上直根集落	昼間	45	120	165
			489	0	489
			6	0	6

注)1. 昼間は 6 時～22 時を示す。

2. 市道上直根百宅線沿道の百宅集落は、道路の付替の工事が本格化する前に移転することから、予測対象から除外した。

3. 現況交通量は、平成 26 年度の調査結果を記載した。

4. 交通量の上段は大型車、中段は小型車、下段は二輪車を示す。

## 準備書

## (e) 予測条件

## a) 工事用車両台数の設定

工事用車両台数を表 7.1.3-11 に示す。

工事の計画から、予測地点における工事用車両台数が最大となる時期は、ダム本体工事時であり、工事用車両台数は上直根集落の主要地方道鳥海矢島線で 120 台/日である。

なお、工事用車両の走行時間は 9 時間/日 (7 時～12 時、13 時～17 時) とした。

表 7.1.3-11 工事用車両台数

単位：台/日

予測地点		工事用車両台数
主要地方道鳥海矢島線	上直根集落	120

注)1. 市道上直根百宅線沿道の百宅集落は、道路の付替の工事が本格化する前に移転することから、予測対象から除外した。

## b) 工事の実施中の将来交通量

工事の実施中の将来交通量を表 7.1.3-12 に示す。

工事の実施中における将来交通量は、現況の交通量が工事の実施中においてもそのまま推移するものと想定し、現況の交通量に工事用車両台数を付加するものとした。

表 7.1.3-12 工事実施中の将来交通量

単位：台/日

予測地点			現況交通量	工事用車両台数	将来交通量 (現況+工事用車両)
主要地方道 鳥海矢島線	上直根集落	昼間	39	108	147
			415	0	415
		夜間	6	12	18
			93	0	93

注)1. 昼間は 8 時～19 時、夜間は 19 時～8 時を示す。

2. 市道上直根百宅線沿道の百宅集落は、道路の付替の工事が本格化する前に移転することから、予測対象から除外した。

3. 現況交通量は、平成 26 年度の調査結果を記載した。

4. 交通量の上段は大型車、下段は小型車を示す。

## 評価書(案)

## (e) 予測条件

## a) 工事用車両台数の設定

工事用車両台数を表 7.1.3-11 に示す。

工事の計画から、予測地点における工事用車両台数が最大となる時期は、ダム本体工事のうち、CSG 打設及びコンクリート打設に用いるセメントや砂などの購入資材の運搬量が最大となる時期であり、工事用車両台数は上直根集落の主要地方道鳥海矢島線で 120 台/日である。

なお、工事用車両の走行時間は 9 時間/日 (7 時～12 時、13 時～17 時) とした。

表 7.1.3-11 工事用車両台数

単位：台/日

予測地点		工事用車両台数
主要地方道鳥海矢島線	上直根集落	120

注)1. 市道上直根百宅線沿道の百宅集落は、道路の付替の工事が本格化する前に移転することから、予測対象から除外した。

2. 工事の計画をもとに設定した工事用車両台数の詳細を以下に示す。

項目(購入資材)	運搬車両	月当たり 運搬台数 (台/月)	月当たり 稼働日数 (日/月)	日当たり 通行台数 (台/日)
CSG 打設用セメント	タンクローリー15t	370	20	38
コンクリート打設用セメント	タンクローリー15t	150	20	16
砂	ダンプトラック10t	650	20	66
計				120

## b) 工事の実施中の将来交通量

工事の実施中の将来交通量を表 7.1.3-12 に示す。

工事の実施中における将来交通量は、現況の交通量が工事の実施中においてもそのまま推移するものと想定し、現況の交通量に工事用車両台数を付加するものとした。

表 7.1.3-12 工事実施中の将来交通量

単位：台/日

予測地点			現況交通量	工事用車両台数	将来交通量 (現況+工事用車両)
主要地方道 鳥海矢島線	上直根集落	昼間	39	108	147
			415	0	415
		夜間	6	12	18
			93	0	93

注)1. 昼間は 8 時～19 時、夜間は 19 時～8 時を示す。

2. 市道上直根百宅線沿道の百宅集落は、道路の付替の工事が本格化する前に移転することから、予測対象から除外した。

3. 現況交通量は、平成 26 年度の調査結果を記載した。

4. 交通量の上段は大型車、下段は小型車を示す。

### Ⅲ. 意見書の内容と事業者見解(案)

#### 2. 個別的事項

##### (2)水質

No.	秋田県知事の意見	事業者見解(案)
ア	<p>ダムの供用及び貯水池の存在に伴う水温への影響について、貯水池の水温躍層の形成が予測されていることから、下流河川へ温水又は冷水が極力放流されないよう他のダム事業の類似事例や最新の知見等を踏まえ、選択取水設備の運用条件を検討し、必要に応じて適切な措置を講じること。</p>	<p>ダムの供用後に下流河川へ温水又は冷水が極力放流されないよう、選択取水設備の実運用に当たっては他のダム事業の類似事例や最新の知見等を踏まえ、その効果を最大限発揮できるように努めます。</p>
イ	<p>環境監視調査に当たっては、専門家等の助言を得ながら必要な項目を選定し、適切な時期及び回数を設定した上で、水質の状況を把握し、必要に応じて適切な措置を講じること。</p>	<p>ダム貯水池や下流河川の水質については、専門家の指導、助言を得ながら、必要な項目を選定し、適切な時期及び回数で監視を行います。</p> <p>監視の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、専門家の指導、助言を得ながら、適切な措置を講じます。</p>

### Ⅲ. 意見書の内容と事業者見解(案)

#### 2. 個別的事項

##### (3)動物、植物及び生態系

No.	秋田県知事の意見	事業者見解(案)
ア	<p>対象事業実施区域周辺では、クマタカやサシバのつがいが複数確認されていることから、事後調査の結果、工事の実施に伴い繁殖行動に影響が及ぶおそれがある場合には、専門家等の助言を得ながら必要に応じて工事を一時中断する等、環境保全措置を確実に講じること。</p> <p>また、クマタカやサシバ以外の猛禽類についても、工事の実施に伴い生息環境の変化が予測されていることから、可能な限り生息状況を把握し、必要に応じて適切な措置を講じること。</p>	<p>クマタカ、サシバについては、事後調査の結果、工事の実施に伴い繁殖行動に影響が及ぶおそれがある場合には、生息状況や生息環境の状況に応じ、専門家の指導、助言を得ながら適切な措置を講じます。</p> <p>また、クマタカやサシバ以外の猛禽類については、専門家の指導及び助言を得ながら生息状況の監視を行い、必要に応じて適切な措置を講じます。</p>

### Ⅲ. 意見書の内容と事業者見解(案)

#### 2. 個別的事項

##### (3)動物、植物及び生態系

No.	秋田県知事の意見	事業者見解(案)
イ	<p>湿地環境の整備に当たっては、専門家等の助言を得ながら移植対象の動物の生息に適した候補地を選定するとともに、移植に伴い候補地に生息する動物相へ影響が及ばないように十分に配慮すること。</p> <p>また、湿地は土砂の堆積や植物の繁茂等により環境が変遷する可能性があることから、専門家等の助言を得ながら移植した動物の生息環境が維持されるよう湿地環境の適切な管理に努めること。</p>	<p>湿地環境の整備に当たっては、専門家の指導、助言を得ながら、移植対象種の生息に適した候補地を選定し、候補地に生息する動物相への影響にも配慮しつつ湿地環境や止水域等を整備します。</p> <p>また、湿地環境の整備後の監視を行い、候補地に生息する動物相への影響や、土砂の堆積、植物の繁茂等、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、専門家の指導、助言を得ながら、湿地環境の適切な管理に努めます。</p>
ウ	<p>ダム堤体、貯水池及び付替道路の存在により、陸域及び河川域の生態系において動物の移動経路等の分断が生じ、生息域の連続性への影響が懸念されることから、生態系の典型性として選定された注目種等について引き続き生息状況の監視を行い、その結果を踏まえ必要に応じて適切な措置を講じること。</p>	<p>貯水池周辺に生息する動物の生息状況の監視の結果、生態系の典型性として選定された注目種等について、生息域の連続性への影響等、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、専門家の指導及び助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じます。</p>

# 参考【生態系典型性の注目種について】

## ○陸域

## ○河川域

区分	落葉広葉樹林	スギ植林(カラマツ植林を含む)	湿地林(溪畔林・河畔林を含む)	草地(畑を含む)	水田(湿生草地を含む)
分類群	落葉広葉樹林(壮齢林、若齢林) 7,661ha	スギ植林(壮齢林、若齢林)、カラマツ植林 3,118ha	湿生林、溪畔林・河畔林 264ha	草本群落、畑 364ha	水田、湿地草本群落 698ha
植物	ブナ、ミズナラ、オオバクロモジ、ハウチワカエデ、オオカメノキ	スギ、カラマツ、ヤマグワ、テツカエデ	シロヤナギ、サワグルミ、オノエヤナギ	イ、ススキ	イネ、ウキクサ、オオバコ、ヒメシダ、ミヅカクシ、ヨシ
哺乳類	ツキノワグマ、キツネ	ニホンリス		イタチ	アカネズミ
	ノウサギ		アズマモグラ	ノウサギ	アズマモグラ
	カモシカ				
鳥類	シジュウカラ、キビタキ、オオルリ	コゲラ、カケス、キクイタダキ	エナガ、イカル	モズ	アオサギ、ツバメ
			ノジコ		ノジコ
昆虫類	ブナアオシヤチホコ、クロオサムシ東北地方中部亜種、センチコガネ	マガタマハンミョウ、ヒサゴゴミムシダマン	アオゴミムシ、サクラコガネ	ケラ、アカマダラメイガ	シオカラトンボ、アメンボ、トウヨウウスバキトビケラ

区分	開放的な区間 7.0km	丘陵的な区間 5.9km	溪流的な区間(酸性の影響がみられる区間) 16.4km	里山の区間 28.6km	酸性的な区間 12.9km	源流的な区間 72.8km
分類群	下流 ←					上流 →
	・子吉川本川の長泥橋から笹子川合流点までの区間	・子吉川本川の笹子川合流点から直根川合流点までの区間	・子吉川本川の下玉田川合流点から直根川合流点まで区間	・百宅川の百宅集落を流れる区間 ・直根川の水田地帯を流れる区間	・朱ノ又川、朱ノ又川合流より下流の下玉田川	・源流部から朱ノ又川合流までの下玉田川、上玉田川、赤沢川、百宅川上流部
鳥類	ヒヨドリ、カワガラス、ホオジロ アカショウビン、カワセミ カルガモ ダイサギ、ハクセキレイ、セグロセキレイ				カルガモ	ミノサザイ、キビタキ
両生類	アズマヒキガエル、ヤマアカガエル		アズマヒキガエル、ヤマアカガエル		アズマヒキガエル、ヤマアカガエル	
	トウホクサンショウウオ、キタオウシュウサンショウウオ					
	シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル カジカガエル					
魚類	ニホンアマガエル		ニホンアマガエル			
	カジカ		カジカ		カジカ	
	サクラマス(ヤマメ)				サクラマス(ヤマメ)	
	アブラハヤ、ウグイ		アメマス類		アメマス類	
	スナヤツメ類、アカザ、アユ					
	カワヤツメ、サケ、オオヨシノボリ					
底生動物					ヨシノマダラカゲロウ、トワダナガレトビケラ、ミヤマコマダアミカ	
					レゼイナガレトビケラ	
	Protonemura 属				Protonemura 属	
	シロズシマトビケラ				シロズシマトビケラ、シロハラコカゲロウ、クロマダラカゲロウ、	
	シロハラコカゲロウ、クロマダラカゲロウ					
	ミツオミジカオフトバコカゲロウ、アカマダラカゲロウ		ミツオミジカオフトバコカゲロウ、アカマダラカゲロウ			
				ヒゲナガカワトビケラ		
エラブタマダラカゲロウ、チャバネヒゲナガカワトビケラ						

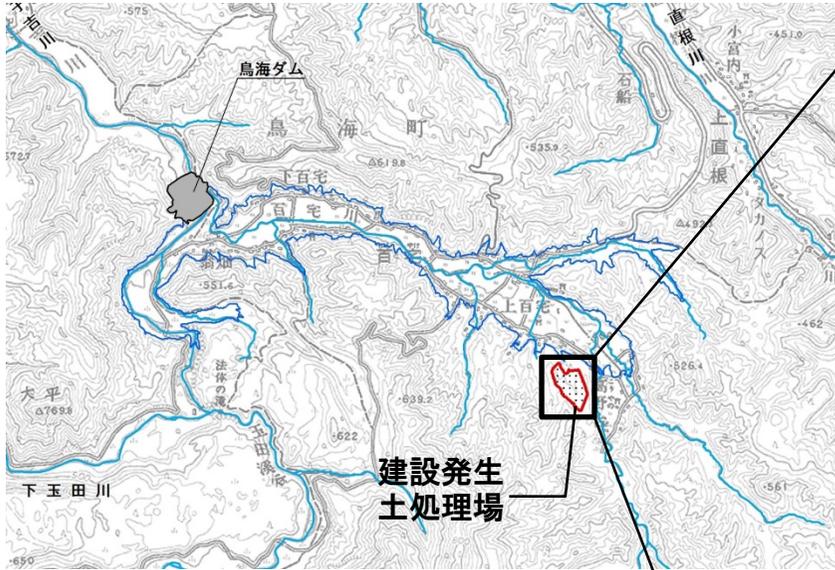
### Ⅲ. 意見書の内容と事業者見解(案)

#### 2. 個別的事項

##### (3)動物、植物及び生態系

No.	秋田県知事の意見	事業者見解(案)
エ	<p>重要な植物種の移植、播種及び挿し木に当たっては、1カ所ではなく可能な限り複数カ所から採取し、移植等を行うこと。</p> <p>なお、移植等に当たっては、専門家等の助言を得ながら適切な移植先や移植方法等を選定し、慎重に行うこと。</p>	<p>植物の重要な種の移植・播種・挿し木に当たっては、専門家の指導、助言を得ながら、複数カ所からの採取による移植、移植先・時期・方法等を含め、適切な方法を検討し慎重に実施します。</p> <p>また、移植等を行った種については、移植後の生育状況の監視を行います。</p>
オ	<p>建設発生土処理場予定地の一部は、ブナーミズナラ群落等の自然度の高い植生が存在することから、発生土の処理に当たっては樹木の伐採を極力回避するよう十分に配慮すること。</p>	<p>建設発生土の処理に当たっては、ブナーミズナラ群落等の自然度の高い森林の伐採を最小限にとどめ、必要以上の伐採は行いません。</p> <p>また、伐採は計画的、段階的に行い、急激な環境変化による影響を低減します。</p>

# 参考【建設発生土処理場予定地の植生分布状況】



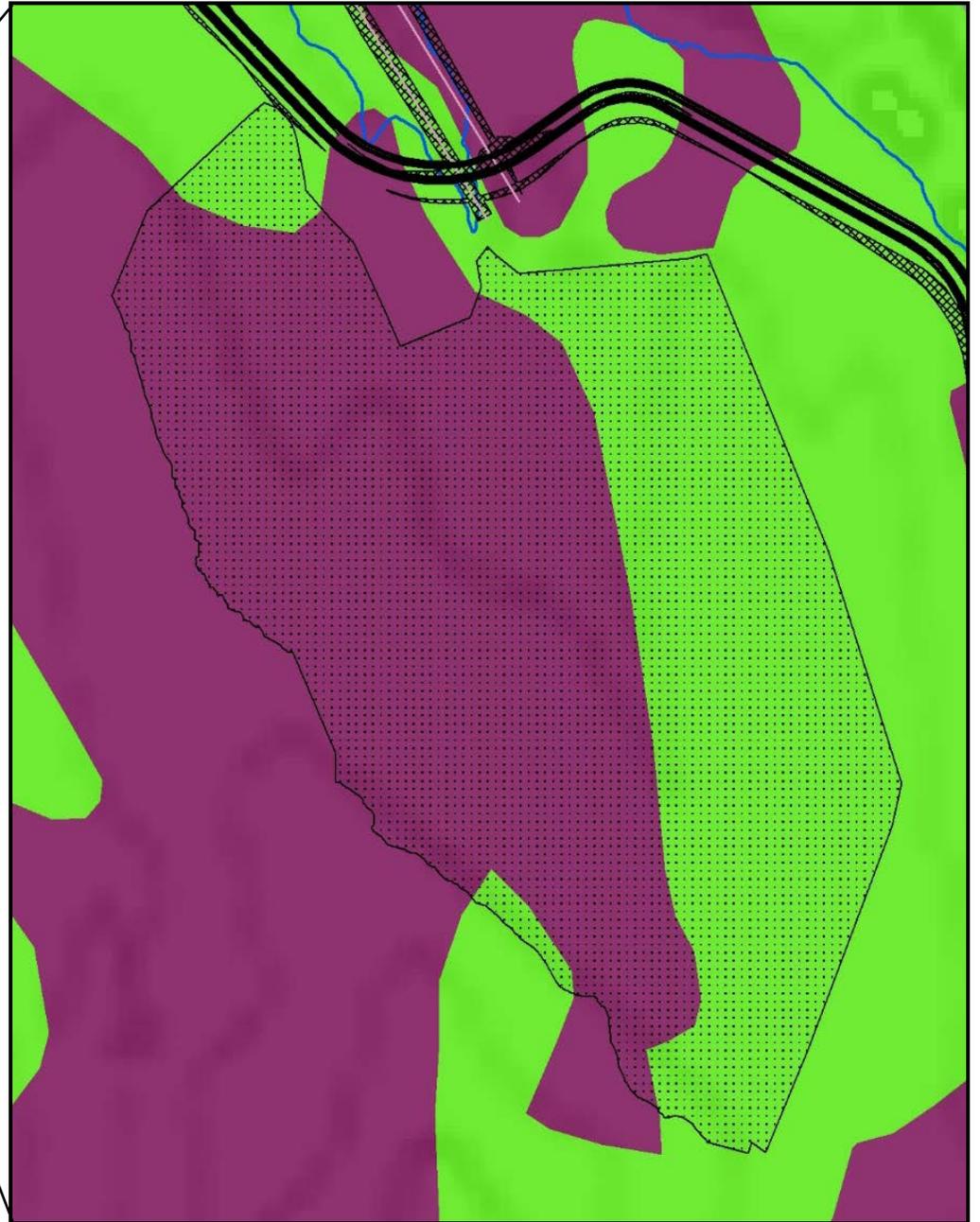
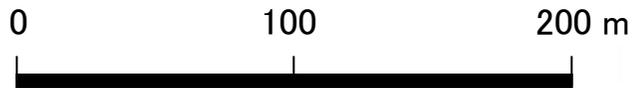
建設発生  
土処理場

## 凡 例

-  : 貯水予定区域
-  : 付替道路予定ルート
-  : 工事用道路予定ルート
-  : 法面
-  : 建設発生土処理場予定地

## [群落名]

-  : ブナーミズナラ群落
-  : スギ・ヒノキ植林



### Ⅲ. 意見書の内容と事業者見解(案)

#### 2. 個別的事項

##### (3)動物、植物及び生態系

No.	秋田県知事の意見	事業者見解(案)
カ	事後調査や環境監視調査に当たっては、専門家等の助言を得ながら適切な時期及び回数を設定した上で、生息及び生育等の状況を把握し、必要に応じて適切な措置を講じること。	事後調査や監視に当たっては、専門家の指導及び助言を得ながら適切な時期及び回数で行うとともに、事後調査や監視で環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、専門家の指導、助言を得ながら、必要な措置を講じます。

### Ⅲ. 意見書の内容と事業者見解(案)

#### 2. 個別的事項

##### (4)景観

No.	秋田県知事の意見	事業者見解(案)
	ダム堤体、貯水池及び付替道路周辺から建設発生土処理場が視認される可能性があることから、発生土の処理に当たっては景観にも十分に配慮すること。	建設発生土処理場について、法面の緑化を行う等により、眺望景観の変化を低減するよう努めます。

##### (5)廃棄物等

No.	秋田県知事の意見	事業者見解(案)
	建設工事に伴う建設発生土は、全量を建設発生土処理場で処理することとしているが、工事計画の策定に当たっては、発生抑制や有効利用に努めること。	工事計画の策定に当たっては、建設発生土の発生抑制や有効利用に努めます。 なお、堤体の工事で発生する建設発生土の一部は堤体材料等に再利用する計画です。